

# 研究活動に係る不正防止に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、平成医療短期大学（以下、本学という。）における教職員等の研究活動上の不正行為及び公的研究費等の不正使用（以下、「不正行為等」という。）を防止するとともに、不正行為等に対し厳正かつ適切に対応するため必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「教職員等」とは、本学の教員、事務職員及び学生を言う。

2 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、教職員等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は文章を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 重複発表 同じ研究成果を複数回発表すること。

3 この規程において公的研究費等とは、文部科学省及び他府省等が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金等をいう。

4 この規程において公的研究費等の「不正使用」とは、次の各号に掲げる行為及びそれらの行為に助力することをいう。

- (1) 架空の取引により公的研究費等を使用すること。
- (2) 使用手続の内容と異なる物品の購入、機材の借用、出張、業務委託を行う等虚偽の手続に基づき公的研究費等を使用すること。
- (3) 法令、公的研究費等の交付機関の定める規程、学校法人誠広学園（以下「学園」という。）及び本学の規程に違反し公的研究費等を使用すること。

5 この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教員で公的研究資金等を1人で実施する者、他の研究機関の研究代表者等から公的研究資金等の配分を受けた研究分担者をいう。

## 第2章 責任体制

### (最高管理責任者)

第3条 学長は、最高管理責任者として、公的研究費等の運営・管理に関し、最終的な責任を負うものとする。

### (統括管理責任者)

第4条 事務局長は、統括管理責任者として、公的研究費等の運営・管理に関し、最高管理責任者を補佐し、全体を統括する実質的な権限を有し、その責任を負うものとする。

(部門責任者)

第5条 学科長は、部門責任者として、公的研究費等の運営・管理に関し、統括管理責任者を補佐し、それぞれの学科における実務上の権限を有し、その責任を負うものとする。

### 第3章 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(事務等の分担)

第6条 公的研究費等の申請等諸手続事務、管理・使用に係る事務等について、本学が行う事務等と教職員等が行う事務等の分担は、「日本学術振興会科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に定めるところによるものとする。

(公的研究費等の事務の委任)

第7条 研究代表者等は、公的研究費等の交付内定(継続分を含む。)を受けたときは、その管理・使用に伴う事務等を、事務局長に委任したものとみなす。

(経理事務等の準拠)

第8条 公的研究費等の経理事務の取扱い等について必要な事項は、別に定める。

(関係者の意識向上)

第9条 本学において、教職員等研究関係者は公的研究費等の大切さと使命を認識し、適切な運営・管理を行うため、研修会への参加等を通じ意識向上に努めるものとする。

(相談窓口)

第10条 公的研究費等の使用ルール、事務手続きに関する相談窓口は、事務局総務課とする。  
2 相談窓口責任者は、事務局総務課長をもって充てる。

(不正関与業者の取扱い)

第11条 公的研究費等の使用に関して、不正行為等に関与した業者に対して、最高管理責任者は厳正な措置を行うものとする。

### 第4章 不正行為等を防止する取組

(不正行為等防止の取組)

第12条 最高管理責任者は、公的研究費等における不正行為等を防止する取組みを行うため、不正防止委員会を設置する。

(不正防止委員会)

第13条 委員会は次に掲げる委員をもって構成し、委員長は統括管理責任者とする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 部門責任者
- (3) 研究委員会委員長
- (4) 事務局総務課長
- (5) 事務局学務課長

- 2 不正防止委員会は、次に掲げる事項を行う。
  - (1) 不正行為等を発生させる要因を把握し、改善策を講じること。
  - (2) 不正行為等防止計画の策定、実施及び検証に関すること。
  - (3) 第15条に定めるモニタリングに関すること。
  - (4) 第16条に定める内部監査に関すること。
  - (5) その他公的研究費等の適正な運営・管理に関すること。
- 3 委員長は前項に定める事項の実施及び結果について、最高管理責任者に必要に応じ報告を行うものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告を受け適切な対応を指示するとともに、活動状況を掌握しておくものとする。
- 5 委員会の事務は、事務局総務課が行う。

(教職員等の責務)

第14条 本学の教職員は、不正防止委員会の取組に協力し、公的研究費等の適正な運営・管理に努めるものとする。

## 第5章 内部通報・監査体制

(日常的モニタリング)

第15条 公的研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、日常的なモニタリングを行い、不正防止に努めるものとする。

- 2 モニタリングの実施及び方法等は、不正防止委員会において決定する。

(内部監査)

第16条 公的研究費等の適正な運営・管理の状況等について、必要に応じ内部監査を行うものとする。

- 2 内部監査の実施及び方法等は、不正防止委員会において決定する。

(通報窓口)

第17条 公的研究費等の不正使用等に関する通報窓口を、事務局学務課に設ける。

- 2 通報窓口責任者は、事務局学務課長をもって充てる。

(通報方法)

第18条 通報の方法は、電話、電子メール、ファックス、文書又は口頭によるものとする。

- 2 通報は原則として実名等身分を明らかにして行われたものとし、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 対象者の所属・氏名
- (2) 不正行為等の内容(時期・事実経過・疑義の要点)
- (3) 不正とする根拠(証拠の有無・参考資料の有無等)

(通報の取扱)

第19条 通報があった場合、通報窓口責任者は統括管理責任者を経て、最高管理責任者に速やかに報告するものとする。

- 2 前条の規定に関わらず、匿名による通報等があった場合、通報窓口責任者は当該通報内容に応じ、前項に準じた取り扱いを行うものとする。

(不正行為調査委員会)

第20条 最高管理責任者は、前条に基づく通報等があった場合、当該事案に関する次の各号に掲げる事項を調査、審議するため、不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- (1) 通報を受けた者（以下「被通報者」という。）に係る研究活動における通報内容等の事実確認等の調査
  - (2) 前号に基づき必要とする措置等の審議
  - (3) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 調査委員会は、次の者をもって組織する。
- (1) 統括管理責任者
  - (2) 部門責任者
  - (3) 研究委員会委員長
  - (4) 事務局総務課長
  - (5) 事務局学務課長
  - (6) その他最高管理責任者が必要と認めた者
- 3 調査委員会の委員長は、統括管理責任者とする。
- 4 委員長は、調査委員会を招集し、議長となる
- 5 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 7 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(予備調査部会)

第21条 調査委員会委員長は、通報等の事案に係る予備的な調査（以下「予備調査」という。）を行うため、予備調査部会を置く。

- 2 予備調査部会は、次の委員をもって組織する。
- (1) 調査委員会委員長
  - (2) 被通報者の所属する学科の部門責任者
  - (3) 調査委員会委員長が必要と認めた者
- 3 予備調査部会に部会長を置き、調査委員会委員長をもって充てる。
- 4 予備調査部会の運営は、調査委員会に準じて行う。

(予備調査)

第22条 予備調査部会長は、速やかに予備調査を開始し、通報等の受け付け後30日以内に、予備調査の結果概要及び本調査の必要性に関する意見を調査委員会に報告するものとする。

(本調査実施の決定)

第23条 調査委員会は、前条の報告を受けた場合、速やかに本調査実施の有無を決定しなければならない。

- 2 調査委員会委員長は、調査委員会において本調査を実施することを決定した場合、30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 3 調査委員会委員長は、調査委員会において本調査を実施しないことを決定した場合、その理由を付して通報者に通知するものとする。この場合、調査委員会は、調査資料等を保存し、開示請求があった場合はこれに応じなければならない。

(調査対象となる研究)

第24条 調査委員会は、被通報者の当該通報等の事案に関連した他の研究を調査の対象に含めることができる。

(不正行為の認定等)

第25条 調査委員会は本調査の開始後、150日以内に次の各号に掲げる調査結果をまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。

- (1) 不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者（以下「被認定者」という。）とその関与の度合、不正行為と認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
- (2) 不正行為が行われなかったと認定した場合は、通報等が被通報者を陥れるため又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや本学に不利益を与えることを目的とする意志（以下「悪意」という。）に基づくものであるか否か

(調査結果の通知)

第26条 前条の規定により報告を受けた最高管理責任者は、当該調査結果を速やかに通報者、被通報者及び被認定者に文書で通知するものとする。

(不服申立て)

第27条 被認定者は、前条に規定する通知があった日の翌日から起算して30日以内に、最高管理責任者に対し、書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 前項の規定は、通報等が悪意に基づくものと認定された通報者の不服申立てに準用する。

(不服申立ての審査)

第28条 前条の不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

2 調査委員会（前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、最高管理責任者に報告する。

3 前項の規定による報告を受けた最高管理責任者は、再調査の実施の有無を速やかに決定する。

(調査結果の公表)

第29条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果を公表しなければならない。

(不正行為等への処置)

第30条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定した場合は、被認定者に対し、ただちに、当該不正行為に係る研究に対する資金の使用中止を命ずる。

2 最高管理責任者は、被認定者に対し、学校法人誠広学園就業規則等に基づき懲戒等の適切な処置をとるとともに、不正行為と認定した論文等の取り下げを勧告するものとする。

3 前項の規定は、通報等が悪意に基づくものと認定された通報者について準用する。

(調査中における一時措置)

第31条 最高管理責任者は、第23条の規定により、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究に対する資金の支出を停止することができる。

(通報者及び被通報者の保護)

第32条 最高管理責任者は、通報者及び被通報者の氏名等並びに通報等の内容について、当該事案の調査結果を公表するまで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密保持を徹底しなければならない。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等であることが判明しない限り、単に通報等をしたことを理由に、通報者に対し、懲戒処分等不利益な取扱いを行ってはならない。

3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者に対し、懲戒処分等不利益な取扱いを行ってはならない。

## 第6章 その他

(公的研究費等の運営・管理体制の公表)

第33条 公的研究費等を適正に運営・管理する体制を学内外に公表するものとする。

(関係書類の整理・保管)

第34条 公的研究費等に係る関係書類は研究者ごとに整理し、交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の適正な運営・管理に必要な事項は最高管理責任者がこれを定める。

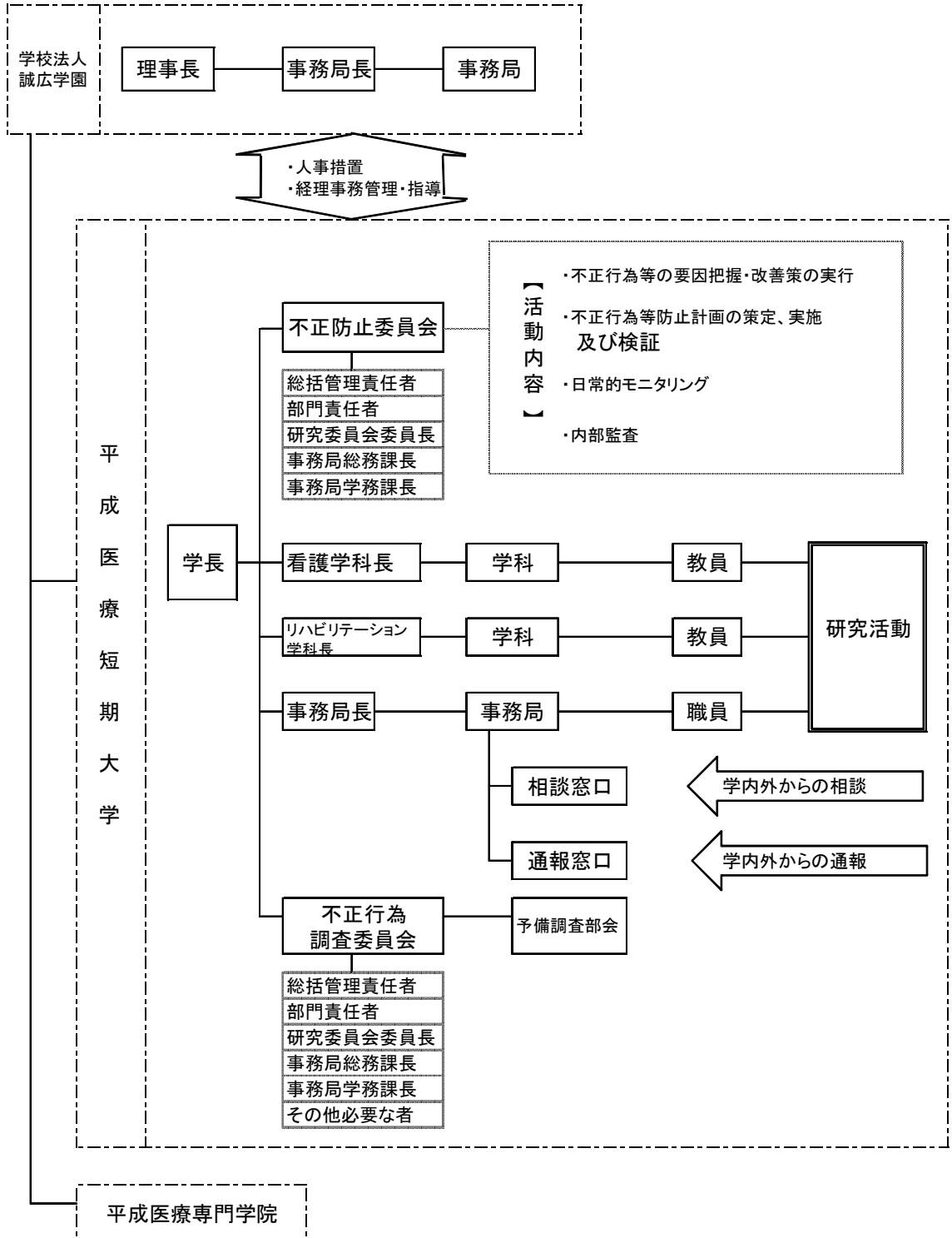
(規程の改廃)

第36条 この規程の改廃は、理事長が行う。

## 附則

この規程は、平成22年 月1日から施行する。

# 不正行為等防止体制



通報窓口フロー図

